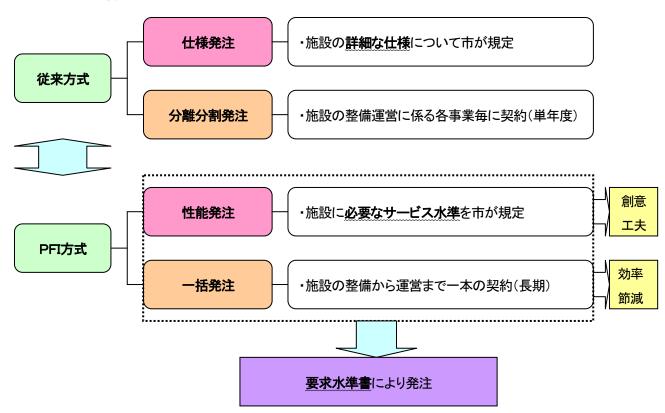
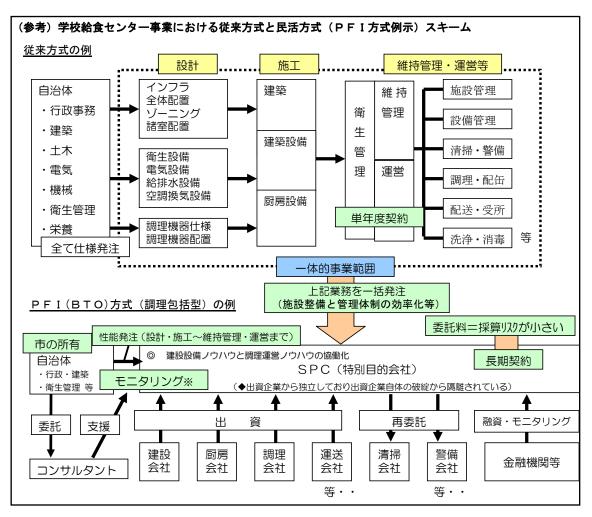
議題3 要求水準書について

(1) 要求水準書とは





(2) 要求水準書作成のポイント

① 業務内容の網羅

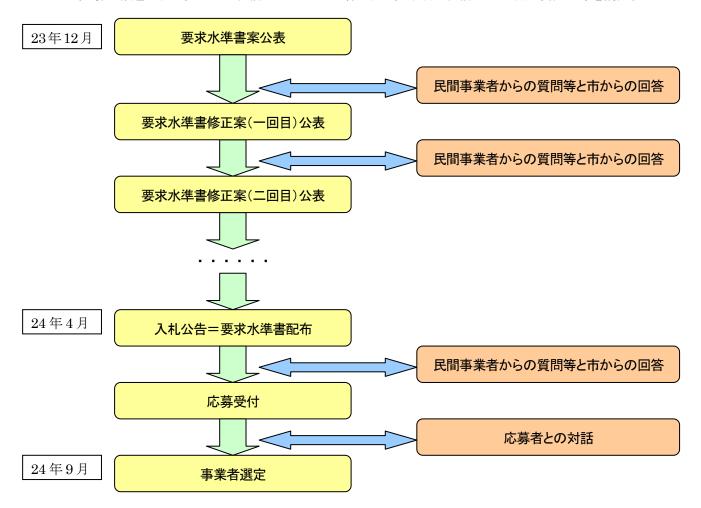
- ・ 要求水準書ひとつで、施設整備業務、維持管理業務、運営業務、修繕業務などの多岐に及ぶ業務内容 を網羅して記述。
- ・ 上記各業務においても、要求水準の内容を明確に記述。
- ・ 特に、遵守すべき法令や基準等についてはきちんと明示する必要。

② 要求レベルの明確化

- ・ 各業務において、**市が実現したい業務の要求レベルの強弱を明確に記述**。
- ・ <u>仕様発注のように細部にわたって要求したい内容を提示する業務と、要求する業務のアウトプットの</u> みを提示する業務を区別し、業務のアウトプットを明示する業務に対して要求レベルを明確に記述。

③ 要求水準書内容の明確化

- ・ 要求水準書案作成後、事業者からの質問・意見・提案受付等により、<u>市と民間事業者での見解の相違</u> を埋めていくとともに、必要であれば民間事業者の意見を取り入れて修正していくことも必要。
- ・ 見解の相違は、必要以上の性能によるコスト増や、必要未満の性能による満足度低下等を誘発。



(3)「(仮称) 第1 給食センター整備事業」に係る要求水準書の規定項目

I (仮称)第1給食センターの概要		
P1	本事業の目的	福岡市の当該事業における目的
P1	基本方針	本施設整備にあたっての基本的考え方について「(仮称)第1給食
		センター整備計画」でまとめたとおりに記述
Ⅱ 施設の設計及び建設等に関する要求水準		
P3	一般事項	この章で示す事業者に求める業務範囲
P4	法規制、適用基準等	事業者が遵守する法令や基準等
P5	敷地条件	建設敷地、敷地面積、用途地域や建ぺい率等の各種敷地条件、イ
		ンフラ整備状況など、施設整備のための条件
P6	施設概要	施設の規模、施設形態、給食提供方式の基本的考え方など、基本
		条件
P8	要求水準•要求事項	施設整備に関わる具体的な要求水準。設計・建設業務を中心とした
		内容
Ⅲ 開業準備に関する要求水準		
P34	開業準備業務総則	この章で示す事業者に求める業務範囲
P34	業務期間	開業準備期間(予定)
P34	業務内容	開業準備に関わる具体的要求水準
IV 維持管理業務に関する要求水準		
P35	維持管理業務総則	この章で示す事業者に求める業務範囲
P38	各種業務内容	維持管理に関わる具体的要求水準
V 運営業務に関する要求水準		
P46	運営業務総則	この章で示す事業者に求める業務範囲
P50	各種業務内容	運営業務に関わる具体的要求水準
VI 業務品質の確保に関する要求水準		
P61	業務統括機能の確保	事業者内部における各業務のマネジメント
P61	セルフモニタリングの実施	事業者自らのモニタリング

(4) 本要求水準書(素案)の検討の視点

- ① 建築基準法等の一般的法的要件はもとより、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」その他「大量調理施設マニュアル」等、給食センターに必要な法的要件に適合した施設であること。
- ② 「(仮称) 第1給食センター整備計画」における施設設備等の基本仕様(要旨)に沿ったものであること。

(5) (仮称) 第1 給食センター整備運営事業要求水準書 (素案)